



「農の雇用事業」

実施のご案内

「農の雇用事業」は、農業法人等が新たに雇用した雇用期間の定めのない正社員（雇用就農者育成タイプ）又は新たな農業法人の設立による独立を目指す者（法人独立支援タイプ）に対して、就農に必要な技術や経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を実施すること等に対して助成する事業です。経営資金や賃金の補助を目的とした事業ではないことに十分ご留意下さい。

【事業の流れについて】

新規就業者（研修生）を雇用



応募申請



書類審査



審査結果通知



事業（研修）開始

**研修生1人当たり
年間最大120万円
助成します！**

<内訳>

①新規就業者に対する研修費
(年間上限1,164,000円)

※月額上限があります。詳細は裏面

②指導者の技能向上のための
研修費

(年間上限36,000円)

<注意点>

※本事業の対象となる研修生は、研修開始日時点で、当該農業法人等において正社員（「法人独立支援タイプ」の場合はこの限りでない）としての就業期間が4ヶ月以上経過している必要があります。

※経営体又は研修生都合により研修を中止し、研修実施期間が3ヶ月未満である場合は、助成金は交付されません。

助成内容

【助成額】研修生1人あたり年間最大120万円

＜内訳＞ ①新規就業者に対する研修費 **月額最大97,000円**

助成額の上限は、9万7千円または研修生に支払った賃金月額のいずれか低い金額となります。
(法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大4万8千円)

②指導者研修費 **年間最大36,000円**

指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。
(法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大2万4千円)

【助成期間】最長24ヶ月(法人独立支援タイプは最長48ヶ月)

事業参加に当たっての主な要件

【農業法人等の要件】

- ①おおむね年間を通じて農業を営む農業法人、農業者、農業サービス事業体等であること
- ②研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る「研修責任者」(原則として、研修開始日時点で農業経験が5年以上ある役員又は従業員)を置くこと
- ③研修生との間で、期間の定めのない雇用契約(正社員(法人独立支援タイプの場合はこの限りでない)。農業法人等の役員等は含まない。)を締結すること。
- ④研修生を労働保険(雇用保険、労働者災害補償保険)に加入させること。また、法人の場合は社会保険(健康保険、厚生年金)にも加入させること。
- ⑤1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上(研修生が障がい者の場合は20時間以上)であること
- ⑥従業員を常時10名以上雇用している事業体については、就業規則を整備していること
- ⑦本事業と期間が重複する他の国の公的助成を受けていないこと

【研修生の要件】

- ①本事業での研修終了後も継続して就農する意志があり、正社員採用日時点で原則45歳未満である者
- ②研修開始時点で、正社員としての就業期間が4ヶ月以上あること
- ③過去の農業経験が正社員採用日時点で5年以内であること
- ④農業法人等の代表の3親等以内でないこと(労働者性が認められる場合を除く)
- ⑤過去に当該農業法人等の正社員ではなかったこと

◆事業に関するお問い合わせは都道府県農業会議へ！

農の雇用

検索

←「農の雇用」で検索！

URL: <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/original/>